

平成31年度 保育所入所申込みの受付を行います

平成31年4月1日から保育所に入所を希望される方は、下記期間内に手続きをお願いします。

■手続きが必要な方

- 1、平成31年4月から新規で保育所入所を希望の方
- 2、転園希望の方

※継続入所を希望の方は、今回お手続きは必要ありません。来年の6月に現況届をご提出いただきます。

■手続きに必要な書類の配布

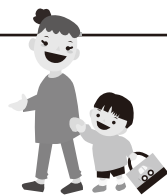
11月1日(木)から上毛町役場子ども未来課、たいへいの里(大平支所)で配布します。

■認定申請・入所申込の受付

受付場所	受付日	受付時間
子ども未来課	11月19日(月)~12月3日(月)	8:30~17:15
たいへいの里(大平支所)	※土・日・祝日は除く	

※定員などの関係で希望の保育所に入所できない場合があります。
※受付期間を過ぎた場合、4月1日から入所できないことがあります。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線229)



- ### ■保育所に通うことができる基準(保育の必要な事由)
- 保育所に入所するためには、保護者が就労しているなど「保育の必要な事由」に該当していることが要件となります。保護者が次のいずれかに該当することが必要です。
- 1、就労(月48時間以上)
 - 2、妊娠、出産
 - 3、保護者の疾病、負傷、障がい
 - 4、同居または長期入院などしている親族の介護・看護
 - 5、災害復旧(被災時の復旧作業中であること)
 - 6、求職活動
 - 7、育児休業中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - 8、就学、技能習得 など

上毛町創業促進支援事業助成金のお知らせ

～上毛町で創業される方を応援します～

町内で、店舗などを改修するなどして創業を目指す方を対象に、改修工事費や備品購入費など創業に係る費用を助成する「上毛町創業促進支援事業」を実施しています。創業準備から経営相談まで、町と商工会が連携してサポートを行います。

■対象者

- 町内で新たに創業を行う方で次の要件すべてに該当する方
- ①町税などの滞納がない方(法人にあっては法人及び法人の代表者)
 - ②町内に事業所などを設置しているまたは設置しようとしている方
 - ③創業に係る資金について金融機関などからの融資をうけることが決定している方(事業計画書が金融機関の融資審査において認められる事業)
 - ④許認可などを必要とする業種の創業については、開業までに当該許認可などを受ける方
 - ⑤5年以上継続して町内で営業する意志があり、上毛町商工会の会員となる方
 - ⑥町民でない方が個人で創業する場合は、開業後3年以内に町内に住民登録を行い、継続して居住する意志がある方
 - ⑦会社を設立して事業を開始する場合は、本店を上毛町に置く方
 - ⑧中小企業者が新たな分野で主たる事業を開始する場合で、本店が上毛町外にある場合は、3年以内に本店住所を上毛町内に変更する意志がある方

■対象事業

- ①金融機関などからの融資が決定し、計画の実効性が確認された事業
- ②金融機関などからの資金調達及び自己資金での創業が十分に見込める事業
- ③需要や雇用を創出する事業

●助成金や申請に関するお問い合わせ 開発交流推進課 開発交流推進係 TEL 72-3111 (内線232)

●創業や経営に関するお問い合わせ 上毛町商工会 TEL 72-3195



創業とは以下の3つの場合です

- 事業を営んでいない個人が開業の届出により新たに事業を開始する場合
- 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し事業を開始する場合
- 中小企業者(個人・法人)が新たな分野で主たる事業を開始する場合

■対象とならない場合

- ①公序良俗に問題のある事業
- ②宗教活動または政治活動を目的とした事業
- ③風俗営業などの規制及び業務の適正化などに関する法律の適用を受ける事業
- ④他の者が行っていた事業を継承して行おうとする事業
- ⑤仮設または臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗などで行う事業
- ⑥精算、破産、更生、承認援助または特別清算に関する手続き中である方が行う事業
- ⑦フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づき行う事業

■助成金の額

対象経費(申請書類など作成費、店舗など改修工事費、備品など購入費【1件の金額が3万円以上のもの】、借損料費、広報費など)の2分の1以内で、かつ、金融機関などからの融資額の2分の1以内(限度額200万円)

■受付期間

申請は随時受け付けを行っています。ただし、助成金の総額が予算額に達した時点で受付を終了します。
※その他、要件などがありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

上毛町人権講演会

～12月4日から10日は人権週間です～

■日 時 12月2日(日) 開場12:30 開演13:30
(受付 12:30~13:30)

■入 場 料 無料

■場 所 げんきの杜 多目的ホール



■開会行事 13:30~
■人権ポスター・デザイン標語表彰式 13:40~

■講 演 14:00~15:30

■講 師 根木 慎志氏

■演 題 車いすバスケットから学ぶ心のバリアフリー

■同時開催(げんきの杜ロビー)

小中学生の「人権ポスター・デザイン標語入選作品展示」

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

京築地区合同公売会

京築地域の各市町で滞納処分により差し押さえた財産の公売会を合同で実施します。

■日 時 12月1日(土)10:00入札開始(開場9:15)

■場 所 築上町コミュニティセンター ソビア(築上町大字築城253番地1)

■持 参 品 印鑑・購入代金・本人確認ができるもの(運転免許証など)

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線131)

事業所の方へ 平成30年分 給与所得の年末調整 説明会開催のお知らせ

■日時・対象者・会場

◎11月20日(火) 10:00~12:00(豊前市の方) 14:00~16:00(築上郡の方)
■会 場 豊前市総合福祉センター2階(豊前市役所バス停徒歩3分)

◎11月21日(水) 10:00~12:00(行橋市の方) 14:00~16:00(京都郡の方)
■会 場 コスメイト行橋(JR行橋駅徒歩15分)

※対象者は、法人・個人を問いません。
※指定日時に都合がつかない場合は、他の開催日時に出席していただいて差し支えありません。
※会場の都合により、駐車場は確保していませんので、公共交通機関をご利用ください。

■ご持参いただくもの

事前に送付している「年末調整関係書類」のうち次の書類。
(1)平成30年分 年末調整のしかた
(2)平成30年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引

●問い合わせ先 行橋税務署 法人課税部門 TEL 0930-23-0559

上毛町地域包括支援センター 移転のお知らせ

上毛町地域包括支援センターが、11月12日(月)にげんきの杜に移転します。

住 所:上毛町大字八ツ並143番地1
げんきの杜
※上毛町社会福祉協議会と同じ事務室

電話番号:0979-84-7322(現在と同じ)
FAX番号:0979-84-7323(現在と同じ)

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配ごとのほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

地域包括支援センターが行っている主な支援

◎自立した生活ができるよう介護予防をすすめます

要支援1・2と認定された方や、介護が必要となるおそれがある方への支援を行います。(介護予防ケアプランの作成など)

◎介護に関する悩みなどさまざまな相談に応じます

介護が必要な高齢者やその家族のために、介護に関する相談のほか、福祉や医療など、さまざまな相談を受け付けています。

◎高齢者のみなさんの権利を守ります

消費者被害などへの対応、成年後見制度の利用支援、高齢者の虐待防止や早期発見・早期対応などに取り組みます。

◎暮らしやすい地域づくりに取り組んでいます

介護サービス事業者や医療・行政機関のネットワークづくり、また地域のケアマネージャーの支援・指導を行い、質の高いサービス提供に努めます。

唐の里団地入居者募集について

■団地場所 上毛町大字下唐原682番地14

■戸 数 1戸

■家 賃 53,000円

■入居予定日 12月1日(土)

■入居者資格 申込者が満40歳未満であり、かつ同居親族が1人以上である方。年間所得160万円以上である方。国税・地方税などの滞納のない方。

■申込受付 11月1日(木)~16日(金)8:30~17:15
※土・日・祝日は除く

●申し込み・問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)